

北部大阪都市計画新堂二丁目地区地区計画（茨木市決定）

都市計画新堂二丁目地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

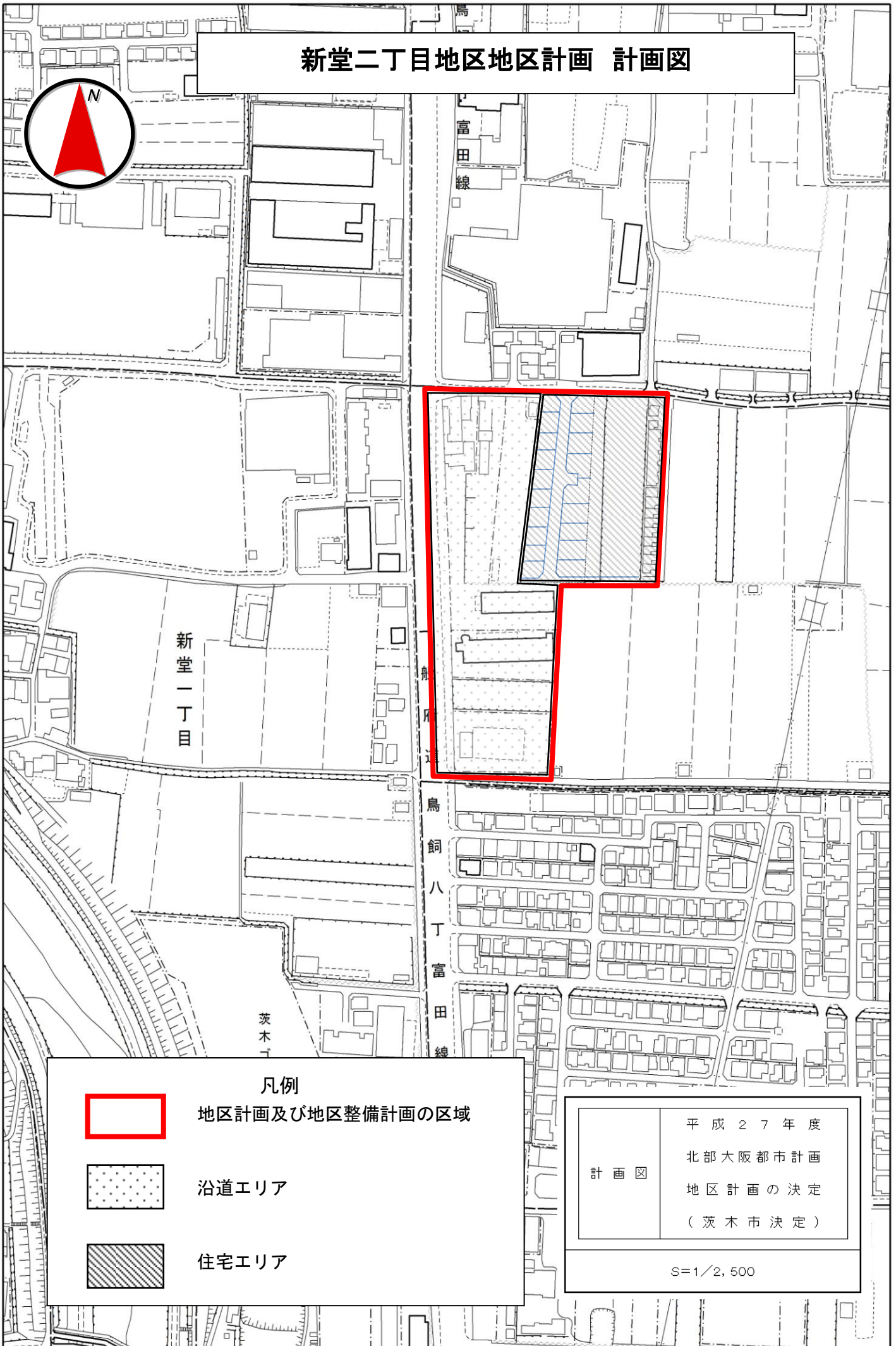
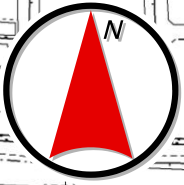
名	称	新堂二丁目地区地区計画
位	置	茨木市新堂二丁目地内
面	積	約2.0ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、阪急茨木市駅より東約2km、生活拠点からの徒歩圏内に位置し、幹線道路である府道鳥飼八丁富田線（富田目垣線）に隣接した交通利便性の優れた地区である。</p> <p>本地区計画は、幹線道路沿道の交通利便性を活かした土地利用を促進するエリアと低層住宅を主体としたエリアに区分し、良好な環境を有する地区を形成することを目的とする。</p>
	土地利用の方針	<p>秩序ある良好な市街地の形成を図るため、地区を区分してそれぞれ次のような土地利用を誘導する。また、周辺環境にも配慮した潤いのある環境づくりのため、敷地内の緑化に努め、緑豊かで良好な市街地環境を誘導する。</p> <p>①沿道エリア 既存の業務施設や共同住宅を主体とし、幹線道路の整備効果を活かした土地利用を誘導する。</p> <p>②住宅エリア 低層住宅を主体とする良好な住宅地の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の用途の制限を行うことにより、良好な市街地の形成および居住環境の維持・保全を図る。 2. 緑化率の最低限度を定めることにより、緑化を促し、良好な都市環境の形成を図る。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	沿道エリア	住宅エリア
		区分の面積	約 1.2ha	約 0.8ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業の用に供するものを含む）の用途に供するもの</p> <p>(6) コンクリートプラント、クラッシャープラント</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で建築基準法施行令第 130 条の 3 に掲げるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎、下宿</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第 130 条の 5 の 3 に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>(5) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(7) 診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。）</p> <p>(8) 集会所（近隣住民の集会の用に供するものに限る。）</p> <p>(9) 自動車車庫で床面積の合計が 300 m²以内のもの</p>	
建築物の緑化率の最低限度	10分の2			

「地区計画及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

新堂二丁目地区地区計画 計画図



凡例



地区計画及び地区整備計画の区域



沿道エリア



住宅エリア

計画図

平成27年度
北部大阪都市計画
地区計画の決定
(茨木市決定)

S=1/2,500